

# 令和3年度高萩市創生奨学金返還支援補助金Q&A

令和3年5月現在

Q1. 大学へは実家（高萩市）から通学しており、卒業後も実家（高萩市）から市内の企業に通勤しています。

Uターンには該当しませんが、この場合でも補助対象となりますか？

A1. 補助対象となります。

令和3年度より制度が見直され、Uターン者だけでなく高校・大学等在学期間中から継続して高萩市に居住している方も補助対象者となりました。

---

Q2. 高萩市に居住していますが、市外に就職しました。

この場合でも補助対象となりますか？

A2. 就業先の所在地は問いませんので、補助対象となります。

---

Q3. 令和2年10月から奨学金の返還を開始しています。

この場合でも補助対象となりますか？

A3. 補助対象になりません。

補助対象者は、補助金の交付を申請する年度内（今回申請分は令和3年度内）に奨学金の返還を開始する新規学卒者となります。

---

Q4. 大学在学中に奨学金を借入れ、その後大学院へ進学し、大学院在学中にも奨学金を借入れました。返還は今年度（令和3年度）から開始します。補助金交付申請をする際は、両方の奨学金の申請が可能ですか？

A4. どちらも補助対象奨学金であり、今年度（令和3年度）から返還が開始されるのであれば、両方とも申請可能です。補助金交付申請の際は、補助金交付申請書（様式第1号）に、両方の奨学金の内訳が分かるように記載するとともに、両方の奨学金の貸与を証するもの、年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの、借入残額を証するものを添付してください。

なお、複数の奨学金の申請をしても一人あたりの補助限度額（年額20万円）は変わりません。

---

Q5. 補助金の交付決定を受けましたが、今年度12月に高萩市から転出することが決定しました。この場合どうなりますか？

A5. 「補助金の交付を申請する年度の末日まで継続して住民登録している方」を補助対象者の要件としているので、補助金の交付はできません。

---

Q6. 補助金の交付決定を受けましたが、年度途中で退職した場合はどうなりますか？

A6. 退職した日までに返還した奨学金を補助対象とします。

---

Q7. 年度途中で就業先が変わった場合はどうなりますか？

A7. 離職期間は補助対象外となります。

---

Q8. 休業（産休、育休、病休等）した場合はどうなりますか？

A8. 離職していなければ補助対象となります。

---

Q9. 奨学金の返還が猶予された場合はどうなりますか？

A9. 猶予期間は補助対象期間に含まれません。

---

Q10. 奨学金の返還が免除された場合はどうなりますか？

A10. 免除された場合は、免除分については、補助対象外となります。

---

Q11. 補助金はいつもらえますか？

A11. 翌年度の4月～5月に請求書に記載してある口座に一括で補助金を入金します。  
なお、「補助金の交付を申請する年度の末日まで継続して住民登録している方」を補助対象者の要件としていますので、年度末に住民登録の確認をした後で、なおかつ、年度内に返還すべき奨学金をすべて返還したことを証する書類等とともに請求書（様式第5号）を市に提出していただく必要があります。提出された請求書等により、市が審査を行い、適当と認めた場合に補助金を交付します。

---